

政治倫理審査会記録
(対象議員：矢田松夫議員)

令和4年10月3日

【開催日】 令和4年10月3日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時10分～午後3時25分

【出席委員】

会 長	奥 良 秀	副 会 長	吉 永 美 子
委 員	伊 場 勇	委 員	大 井 淳 一 朗
委 員	白 井 健 一 郎	委 員	中 岡 英 二
委 員	中 島 好 人	委 員	宮 本 政 志

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

傍 聴 議 員	岡 山 明	傍 聴 議 員	恒 松 恵 子
傍 聴 議 員	矢 田 松 夫	傍 聴 議 員	山 田 伸 幸

【事務局出席者】

事 務 局 長	河 口 修 司	事 務 局 次 長	島 津 克 則
事務局主査兼議事係長	中 村 潤 之 介	事務局庶務調査係書記	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 調査請求の適否
- 2 その他

午後1時10分 開会

奥良秀会長 皆様お疲れ様です。ただいまから政治倫理審査会を開催いたします。初めに宮本委員よりパソコンの使用許可が出されておりますが、許可してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、許可します。続きまして、今回、調査請求の対象となっております矢田議員より傍聴のお願いが出ていますが、皆さん支障はないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、始めさせていただきます。前回の審査会では、

事務局から調査請求書の説明がありました。今日以降の審査会で、政治倫理条例第7条の審査会の審査する事項であります調査請求の適否、政治倫理基準に違反する行為の存否、政治倫理基準に違反する行為があると認めた場合における審査の請求の対象とされる議員に対する措置について、審査していくこととなります。また、必要に応じて、被審査議員や関係者の出席を求めることもできますので、よろしく願いいたします。それでは、審査請求の適否について審査を始めさせていただきます。何か意見がある方はいらっしゃいますか。

中岡英二委員 やはり、この政経ジャーナルは、広く市民に配布されております。政経ジャーナルの内容が間違いであるか、事実であるかを明らかにしていくことが、我が市議会の名誉を守ることだと思っております。政治倫理審査会でこの政経ジャーナルの事実確認をし、事実を明らかにしていくことが大事だと思いますので、私は適と思います。

中島好人委員 私は、そもそも政治倫理審査会に矢田議員が対象になること自体が不適格だと思います。議会の倫理条例の施行規程の第2条第3項に、「議長は、調査請求等の提出があったときに、速やかに記載事項及び添付書類の内容について点検し、不備があるときは、相当の期間を定めて補正を命ずることができる」とあり、私は、議長に対して、こういう状況の中で受理すべきではないと申し出た経緯がありますけども、そのことも含めて、審査会の中で話してくれという議長からも要請ありました。この申請を見ると、何も知らない市民がとか、だまされたとか、そういうふうな内容の申請になっておりますけども、同じく倫理条例施行規程の第2条第2項には、「調査請求をするものが、署名及び押印をしなければならない」とありますよね。これは何を意味するかというと、その請求者が、その責任において署名、押印するということは、自分の責任で提出するという内容を含んでいるわけです。ですから、この文書を誰が書いたうんぬんの問題は、値しないと思います。もう3点は、添付する書類に住所もありませんし、そういう意味では、確かなものとして取

り扱えるものかどうか。今からそれが正しいかどうかじゃありません。受け付けた時点で、それが確かな証拠となるものとは思いません。私は、3点の理由からして、本来なら議長のところ、きちんと精査されるものだとして理解しています。ここに来て、こういう審査会が開かれているので、改めて私はそのことを主張して、審査の対象ではないと。もしこれが対象ならば、いろんな請願や要望、そうしたものについて、誰が書いたのかということまでが、今後の審査の対象になってしまうし、意見広告書なるものが、確かな証拠として添付されて、それを審議するというふうになっていくと、今後の議会運営に混乱を招いていくと思います。私の意見では、そういうことです。

宮本政志委員 先ほど中岡委員の説明で、もう少し私のほうで付け加えをしておけばよかったんですが、中島委員の話は、大きな勘違いの下で話が進んでいってはいけませんので、もう少しかみ砕いて説明しておきましょう。今回、この請求書に当たって先ほど確かな証拠とおっしゃいましたが、私ども3人は、この添付書類の政経ジャーナルの内容が全て正しいといった前提で始まっているわけではありません。この政経ジャーナルが、市内の詳しくはどの地域か分かんないけど、枚数、部数もどれぐらいか分かんないけど、かなりの数が多分配られたんでしょう。配布されたんでしょう。そして、その内容がもし違った場合、これは証拠として出しているんじゃない。矢田議員、つまり山陽小野田市議会に対する愚弄であって、矢田議員に対しても大変名誉を傷つけるような内容になりますよ、もしこれが事実と違ったら。だから、この事実の内容がいかになどなのかということに私らは視点に置いているの。仮に今から政治倫理審査会が進んでいって、この内容が正しいことが、もしたくさん出てきた。これは今度は、矢田議員の問題というのはいろいろ出てくる。だから、どっちにしても、大きな問題をはらんでいるんですよ。そういった前提で、私たちはやっています。今、中島委員が言われることは、ちまたでも耳にします。我々が政経ジャーナルを第一前提の、正に確かな証拠と言われたでしょう。これが正しいんだと。前提が正しいんだと。

その前提で我々3人は、この政倫審起こしたんで、正にこういうふうなことがちまたに出ている。そんなことじゃない。これの事実がどうかというのを、市議会に対する愚弄になるのか、内容が正しければ、これは矢田議員に政治倫理上問題があると。そういった前提なんです。だから、視点をもう少しきちっと理解していただいて、進めていっていただきたい。私は別にこの資料に関して問題があると思いません。これが証拠資料と言った覚えもありません。そういうニュアンスのことは、この請願書を読んでいただいたら分かると思います。会長以上です。

白井健一郎委員 今の宮本委員の発言に質問なんですけど、この政経ジャーナルは、結局信ぴょう性が高いとおっしゃっているのか、間違いもたくさんあるという理解なのか、どういうふうにとっているんですか。

宮本政志委員 だから、これがたくさん市内に配布された可能性があると言ったでしょう。こういったものが。そうすると多くの市民が目にしたということですよ。そうすると、この事実をきっちり政治倫理の場で事実の確認をして、そして事実の積み重ねをしていかないと、もしこの政経ジャーナルの内容が、もう全くこれは事実と違うというのであれば、さっき言ったでしょう、これはうちの市議会に対する愚弄ですよ。チラシを作った方が。矢田議員に対しても本当に著しく愚弄ですよ。だからそれは議会としてどうなんだ。そして、もしこの政治倫理の場で事実を積み重ねていって、この政経ジャーナルを出したことで、事実が全部、あるいは大半か分かんないけど、事実がいろいろ出てきたと、本当にこの内容が正しいということが。そうしたら今度は矢田議員に対しても、問題が出てくるんじゃないか、そういう前提ということですよ。

白井健一郎委員 この政経ジャーナルが出てきたというのは、請求に対する添付書類ですよ。つまり請求がどれだけ正しいかということを確認する価値のある資料として出しているわけですよ。それを今、間違いがある可能性もたくさんあって、その場合は、特定の議員の名誉を傷つける可

能性もあるとおっしゃるのは、ちょっと無責任じゃないですか。

伊場勇委員 無責任というところが、ちょっと全く理解できないです。この文書がちまたに出ているわけですよ。対象となる議員もいらっしゃるわけですよ。もう1人対象となる議員がいますよね。森山議員、矢田議員がその中にも書かれているという内容ですよ。市民の方に相当不安と疑惑を持たれておりますよ、この中でもですね。これの事実を重ねていくのは、この政倫審じゃないんですか。これをする場合は、どこになるんですか。

白井健一郎委員 この政経ジャーナルというのは、調査請求の対象となる事由の内容について、正しいということを証明するためにあなた方が出されているんですよ。この政経ジャーナルが正しいかどうかをここで判断するのではないんですよ。こちらの1から4まで出していますよね。これは、後からちょっとまた私見を言いますけれども、あなた方は、この1から4までが正しいという証明として出しているわけですよ。だから、この真偽をここで確かめるというのは、ちょっと違う。提出者として無責任であると私は言っているんです。

奥良秀会長 白井委員、あなた方という言葉をもうちょっと丁寧に言ってもらえばと思います。

中島好人委員 広く出されているからという話は、矢田議員の対応であって、ここでどうのこうのという内容ではない。調査請求の対象とする事由を明らかにする資料として、これを出したんです。これが正しいかどうかも含めてやること自体が、僕はおかしい話だと思うし、前も言ったように住所もないようなものを受け付けて、これが確かな資料というふうにするのは、添付資料としてふさわしくないと僕は思う。

白井健一郎委員 ほかの論点も言いますが、1から4まで、事由の内容とし

て出されていますけど、1、2、4が、かなりダブっているところもありますし、差異が必ずしも明確ではない。それに比べ2番は明確に書かれていると思いますが、取りあえず1、3、4ですが、こういう出し方をすること自体おかしいと思いますし、もうちょっと整理できたんじゃないですか。

宮本政志委員 もう少し簡潔明瞭に。これは適否でしょう。そうすると、出し方がどうだというんなら、どういう出し方がどうだから適否の否ですと言ってもらえますか。

白井健一郎委員 1から4までの事実について、政経ジャーナルでもって真実性を証明するということを審査の立て方としてやっているわけですよ。その1、2、3、4の立て方として、1、2、4にかなりダブリがあると言っているんです。

宮本政志委員 だからダブリがあったり、たて方が悪かったら、適否の否になるということをおっしゃりたいなら、どういう根拠で否になるかを言ってくれと言っているの。

白井健一郎委員 例えば、3、4を取り下げると、1、2の事実だけで判断するとか、そういうふうにもうちょっと丁寧な議論ができるだけの材料を用意してほしいと言っているんです。

宮本政志委員 会長、少しまとめてほしい。そうすると、何々を削除してのよに分かりやすくやってもらえないと、それは否ですよ。つまり、それが否の理由ですということによろしいですね。そういう確認です。

白井健一郎委員 いや、否じゃないです。適です。

奥良秀会長 今、議論の中では、適否をする前に資料についてどうかという意

見が出ておりますが、この資料の中で、この適否に関して、内容がどうかというものが資料として挙がるものに対して、事務局、これはいいのかなのか。当てはまるかどうか。（「僕の中では、当たらない」と呼ぶ者あり）今は、事務局に聞いています。議論の中で、資料の中で、こちらの新聞のものが出ていますが、こちらのものが、委員の中では、内容としては、正しいもの、正しくないものが入っているかもしれないが、こちらを整理する中で、審議していきたいという内容なんです、そういった内容のものを審査会に資料を提出してもいいものなのかなのか。

島津議会事務局次長 調査請求書とその証拠となる資料と定められております。議長も前回言ったと思いますが、その内容が真実かどうかは、議長、事務局もそうですけど、確かめておりません。

奥良秀会長 内容の中身が真実かどうかは今分からないということです。資料としては、該当はしていると思われしますので、よろしいでしょうか。もう一つ、白井委員から、ダブリがあるというところがありました。ダブっている部分も審査をする中で、ひも解かれていければいいとは思いますが、いかがでしょうか。

白井健一郎委員 この政経ジャーナルを、もしも今のままの出し方で適とするには条件があります。それは、政経ジャーナルの中で書かれている代表者Aさんと、それから、ひどい書かれ方をしていきますけれども、書かれている議員、もうひとつ、裏に載っていますけど、この議員の3名を参考人として呼んで、意見といいますか、話をしてもらおうということを条件なら、適としていいと思います。

奥良秀会長 よろしいですか。適にされるのであれば、今後の進め方としましては、今回、調査請求をされた方をお呼びして、内容をお聞きして、皆様がよければ、対象になられている議員の方を呼んで意見を聞いたり、

先ほども申しましたとおり、その他関係される方々をお呼びしたりして、出席して、話を聞くようになっております。そのように理解していただければと思います。

中島好人委員 僕はそういうこと以前の問題として、本当に証明する確かな資料として提起された内容ですけども、そもそも、この出先も分からない。住所も分からない。分かりますか。（発言する者あり）だから住所がない。そういうものは、添付資料としてふさわしくないというのと、もう一つは、対象となるものと中身にしても、全部この臆測的な内容なんですよね。だから、確かなものとしての問題として、この審査会でどうのこうのと取り上げるような内容ではない。対象ではないと思っているんです。こんなのをいちいち審査会で取り上げて審査するということが自体に疑問も感じるという点です。なぜかという、このことをやると、前の問題を繰り返しますけど、請願書や陳情書を誰が書いたのかと。あくまでも、出した人の責任でやる内容が、そこまで組み込まれてしまうんじゃないか。今後の議会運営に、そういうことの道を開いてしまうようになってしまう、請願を審議するとき。その人の責任であくまでもやっていくわけですけども、この内容について誰が書いたのかまで及んでしまう。そしてだましたって、どこに根拠があるのか。そんなものまで審査内容にしていくということ自体は、取り上げるのには不適合と僕は思う。

奥良秀会長 中島委員は否ということで、適否の否でよろしいですね。

宮本政志委員 政治倫理審査会の資料のことなんで、請願と出たんで、よく意味が分かんんです。政経ジャーナルの資料の裏のほうには、お名前があったんかな。名前があったね。そうすると、その名前の上に住所があったら、まず1点目は良かったということか。

中島好人委員 まず受付の段階から、議長がこれは不備があると返して、住所

書いてくださいよとか、そういう訂正を求められるということが、議長
の責任としてあるんじゃないかということを行っているわけです。これ
したらいいのか、ああしたらいいのかと、受け付けたのを、それも含め
てやってくれ、審議してくれという内容です。書いたらいいのかという
ふうな基準じゃないということです。

宮本政志委員 会長、少しまとめて、話が飛びよるよね。先ほど中島委員は、
住所も書いていなくて、誰がどうか分かんないと言ったから、住所があ
ったらよかったですかと聞いているの。議長がどうこうという話は聞
いていないし、よく分かんない。それと何か臆測とさっき言われたけど、
この資料のどの部分が臆測ですか。断言ばかりしているけどね。だか
ら、それに対して我々は請求を起こしている。臆測の部分を書いてくだ
さい。

中島好人委員 矢田議員は、議会の制度を知らない市民、知らない市民は限定
されているんですか。本人に確かめたんですか。あなた知らないですね
と確かめたんですか。確認したんですか。だから、そういうことも踏ま
えて、冒頭から見ても、そういうことを含めても、臆測としか言いよう
がない。下から見れば、出てくるかも分かりませんが、冒頭からして、
そういうふうに感じます。

白井健一郎委員 宮本委員にお答えしますが、中島委員に対する質問ですね。
政経ジャーナルがどこまで正しくて、どこまで正しくないかというのは、
例えば、直接関係者に来てもらって聞かないと分かんないんですよ。（「そ
のとおり」と呼ぶ者あり）だから今は分かんないんでしょう。（「うん」
と呼ぶ者あり）分からない段階で、確かな証拠として出している。要す
るに証拠力の補強というか、これは証明力を補強するために出している
証拠なんですよ。おかしくないですか。

宮本政志委員 調査請求の対象となる事由の内容の1から4までを読んでいた

だったら、こうこうこうで、こういうふうなことが書いてあります。これが正しいというのであれば、こうじゃないですかということで書いています。この説明には、まだ入れないわけでしょう。今は適否だからね。だから、先ほど白井委員が言われたことというのは、納得できるの。だって、今からうちはこれを政経ジャーナルの例えば言質を取って、全て正しいことを確認している前提でこれを出したなら、今のこの議論は変わってきたけども、そうじゃないから、関係者、この資料を出した方を参考人と呼ぶなり、あるいはこれに関係してくる議員を呼ぶなり、そういったことはしていく。これは当たり前と思う。事実の積み重ねだと思います。ただ、それで適否は分かんないけど、ただ、中島委員が言われる適否の結論に関しては、ちょっと理解できないんですが、それが白井委員に対する答えです。

白井健一郎委員 もう一つ、前回の議論も踏まえて言うならば、たしか中島議員は、これは全く信用できないから、却下すべきと言ったんですよね。私は、受理権限のある議長が受理したんだから、一応継続を認めていいんじゃないかと言ったわけです。なぜそう言ったかということ、私は中島委員の主張も理があるとは思いますが、こうやって政倫審立ち上げの準備があって、委員も決まってという段階になれば、もう一步深めて、怖がらずに真実を確かめるべきという立場を採ったんですよ。

宮本政志委員 白井委員、全く同じ、そのとおり。中島委員は、この添付資料が駄目だから否なのか、この添付資料を仮に扱わないのであれば、適なのか、そもそもが全体的に否か、もうはっきり言ってよ。

中島好人委員 取りあえず、正しいか正しくないか分からんようなものを、それを正しいかどうか政倫審で確かめていこうみたいなのは、政治倫理審査会の審査じゃない。正しいものとして提出されるのが、添付資料です。前の分についても、全部確かなもの。決算書、通帳、確かなもの。確か証拠というものは、そういうものをいうので、取りあえず出して、正し

いか正しくないか、そんな基準じゃない。そちらも自信持って100%正しいというんじゃないというようなものは、確かな証拠とは言わない。事実はこちらだというのが添付資料です。それは、誰が考えてもそうだと思います。

大井淳一郎委員 政経ジャーナルのことなんですけれども、創政会のほうも、恐らくこの資料を添付資料として出されているということですから、全くこれがでたらめだという認識じゃなくて、信ぴょう性があるものとして出している。ただ、本当に全部正しいかどうか分からないから、それは白井委員も言われているように、機会があればお呼びして、いろいろ明らかにしていく。私が思うには、あくまでも調査請求の対象となる事由の内容を明らかにするための添付書類であって、この政経ジャーナルが中心になるのも違うと思うんですよね。住所とかうんぬんの話なんですけれども、調査請求とか、そういったかがみの文書に全く住所とか何もないというのは問題かもしれませんが、これあくまでも添付書面であるということ、そして皆さんも御存じの方です。政経フォーラム21というのは、山口県の政治団体に収支報告も毎年出されている団体ということも確認しています。それも何もないならばともかく、それなりの政治団体の機関誌だと認識できていますので、添付書面としての適格性はあると思います。私はこの請求は適だと考えます。

奥良秀会長 ほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。適否で言えば、中島委員が否ということで、そのほかは適の方が多いと思います。

大井淳一郎委員 今、中島委員が臆測とか言われましたが、もちろんそういうことについては、中身の審査の中で、当然中島委員の立場で、ここがおかしいんじゃないとか、主張に正当性がないんじゃないかというのは、当然言っていただくのは、必要だと思いますので、それでいいと思います。臆測というのは、その段階で判断されればいいと思います。

吉永美子委員 請求者のどなたでもいいんですけど、お答えいただけるとありがたいんですが、要は資料として、政経ジャーナルを出しておられますが、請求者として御自分たちで何か調査されて、明らかになったことなど、要は、政治倫理審査会にかけるべきであるというところに至った経緯、そういった活動としてはどうされたのかお聞きします。

宮本政志委員 審査内容まで入れないと思うんで、全体でいいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほど言いましたように、これが市内のどの辺りかまでは分かりません。ただ、市内です。そしてどれぐらいかも分かりませんが、複数配布されております。これを当然、私ども会派も目にしました。だから、この内容について、先ほども言いましたように、正しければ、この内容がほとんどですが、全部か、一部なのか、大半なのかは別にして、正しい部分があれば、これは、矢田議員に対して、議会として対応しなければと考えた。そして、これがもし全く正しくなければ、さっき言いましたように、うちの議会に対する本当に愚弄であって、これは議会として対策、対応を絶対取るべきことですので、話合いをしております。その結果、これを資料として請求していますので、別段これに対して、一つ一つ裏づけを取って行って、そしてうんぬんということではありません。

吉永美子委員 私が思ったのは、調査請求の対象となる事由の内容ということで、四つまで出しておられるのは、政経ジャーナルに基づいて、こういうことがあるというふうに、要は、これが真実なのか、うそなのかを調べる調査として、対象としてほしいとは取らないで、こういうふうなことがあるじゃないかと。1番もそうだし、2番もそうだし、3番も政治家としては許されないとか、4番も議員の名誉を傷つけたと断言というか、断定というか、そうされているように取ったので、どこまでの調査をされた上で、対象となる事由を出されたのかをお聞きしたかったわけです。

奥良秀会長 30分過ぎましたので、暫時休憩させていただきます。14時15分から再開させていただきます。

午後2時 5分 休憩

午後2時15分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開させていただきます。暫時休憩をする前に、中島委員が3点ほど、疑問点を述べられました。まず、議長がこれを受理するべきではないんじゃないかという発言がありましたが、これは、第1回目の審議会の際に、事務局から説明があった中で、形式的にそろっているから受理させていただくという説明がありました。2番目、3番目、署名押印と真実性ということがありますが、このことにつきましては、今後、関係者を呼んだりとか、請求者の方々の議論の中で真実性を説明したりしていただく機会があると思いますので、その点で真実を明らかにしていただきたいと思います。以上でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか御意見がある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、今から適否について決定したいと思います。適とすることに何か問題がある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）適とするものと決しました。次に請求者より説明を受けたいと思いますが、今日、全て請求者の方がいらっしゃいますので、この場で今からお聞きすることにしたいと思います。皆さんいかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議がないということで、このまま進めても大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）請求者の方から説明をお願いいたします。

伊場勇委員 まず、私から1、2、3、4、一応全て通して説明させていただきます。調査請求の対象になる事由の内容として、まず1番目、矢田議員は、議会の制度を知らない市民を利用し、議会の名誉を損ねたこと。我々が議員として関わる時に、その記載事項や内容について

て、市民に説明をして、納得の上で提出することが求められるということ
は言うまでもありません。正にこれは政治倫理の問題であるということ
です。この1のときに、まず議会は、言うまでもないですが、司法、
例えば民事訴訟、刑事訴訟などを行うことを図る場ではありませんで、
司法の場で解決すべき問題をあたかも議会内の政倫審で解決できると
善良な市民に思わせた行為については、市議会議員としてはあってはな
らない行為であることは紛れもない周知の事実であり、皆さんも承知し
ているはずです。このことが事実であれば、山陽小野田市議会の名誉を
著しく傷つけることになるので、正に政倫審の問題となります。別途資
料を御覧ください。資料の表側の中段の左側にある18万7,000円
については、森山氏より回収したいとのことでしたとございます。この
ことは、市民の方が政倫審による森山氏の追及を望まれているのではな
く、金銭の回収を目的とされているのではないかと推測されます。さらに
資料の表側の下段の右側です。市民は大変驚いた様子で、この請求書は、
私は作っていない。今初めて見た。これは私が作ったものではない。黒
幕がいるんですとの弁でしたとある。二度も市民の方は、請求書を自分
は作っていないと強く主張されています。さらに矢田松夫議員が「私が
作ってやる」ということでお願いしたと。そして「私は全く見ていませ
ん」というふうなこともございます。政治倫理審査会の設置請求は、市
民の方の発案ではなく、矢田松夫議員から言われたので、それがいい方
法だと信じてお願いしたということも書いております。このことが事由
内容1の中の市民を利用し、議会の名誉を損ねたことに該当するんじや
ないかというところ です。

奥良秀会長 ちょっと説明が長くなりますので、一つ一つお願いします。

伊場勇委員 分かりました。1の最後まで、もうちょっとで終わります。

奥良秀会長 分かりました。

伊場勇委員 それでは続けます。市民の方は、この申請を取り下げたら、森山氏から不足分のお金の回収を諦めなければなりませんというように解釈をされています。その問題は、全く別問題なので、諦める必要は全くありませんと説明したとあります。このことは、市民の方は、先ほど言いました18万7,000円について、森山氏より回収したいとのことでしたということと大きく関係している。政倫審による森山氏への追及を望まれているのではなくて、金銭の回収を目的とされていることが推測できます。このことから、我々議員は市民に正しい説明、そして納得していただくことを念頭に議員活動をしなければならないのに、政倫審で金銭の回収ができるという事実と異なる虚偽の説明を矢田松夫議員が行ったと思わせる内容が示されています。この政経ジャーナルの内容が事実でなければ、矢田議員の名誉を著しく傷つけたことになると思います。ですから、事実確認と事実の積み上げにより、政経ジャーナルの信ぴょう性について、この政倫審で確認していきたい。これがまず事由内容の1ということなのです。

奥良秀会長 1についての説明がありました。意見のある方は挙手をお願いします。

大井淳一郎委員 午前中にありました森山議員に対する件なんですけど、これはあくまでも自治会の中の出来事で、議員の職務とは関係ないという意見もあろうかと思えます。これに対して、矢田議員の場合は、正に政治倫理の問題であるということを言われております。この政経ジャーナルに書いてある自治会が請求書を出すことについて、矢田議員が裏で糸を引いて書いたというようなことが事実であれば、政治倫理に関わるということについて、もう少し補足説明していただければと思います。これは政治倫理に関わる職務上のことなんだということをお願いします。

伊場勇委員 先ほど少し申し上げましたが、まず市民の方が勘違いされているわけです。政倫審を開けば、お金が回収できるんだというふうに受け取

っているにもかかわらず、それをずっと進めていった。そして、その書面についても私は作った覚えがない等、勘違いのまま事を進めていた。そこに議員が関わっていたということについては、問題があるんじゃないかということでございます。

大井淳一郎委員 矢田議員の一連の行動は、あくまでも議員活動だという認識でよろしいでしょうか。

伊場勇委員 その認識でございます。

白井健一郎委員 この代表者Aさんの弁によると、言ってみれば回収目的だけで、政倫審は全く念頭になかったというふうなおっしゃりようなんですが、その認識は正しいですか。

宮本政志委員 この政経ジャーナルを熟読して、読み解いていくと、この内容に書かれていることは、市民の方は、そもそもが不足しているお金を回収したいと。その回収する方法を、政倫審を開催して、森山議員を追及したら返ってくるんだぞと思わせて、政倫審を立ち上げさせたというところが事の発端で書いているんですね。我々は政倫審の問題、例えば議員であるならば、市民の方から仮にこういう相談を受けたら、それはどういう方法で、まず事実確認して、そして、こうこうこうで、そういう場合は話合いを持ってもらえますかとか、本当に解決に導いていける方法を模索して説明するべきである。ところが、政倫審を開催したら回収できますよというふうな虚偽の説明を行ったと思わせる内容が示されている。そこなんですけどね。答えになりましたか。

白井健一郎委員 最後のところで、矢田議員が虚偽の説明をしたとおっしゃいましたが、虚偽というよりも、午前中の話を聞いていたら、こういう事実であったとしても、故意ではなくて過失じゃないですか。午前中の話だったら、虚偽というのは、故意に悪いことしたこと。だから政倫審で

追及できるんだという話だったと思うんですけどね。

宮本政志委員 だから、それが悪意、意図を持った虚偽と言える行動だったのか、あるいは本当に森山議員から不足資金の回収をするには、政倫審を立ち上げて、森山議員を追及すれば、自治会にお金が返ってくると本当にそう思っていたのか。そういったところを今から事実を確認していったということじゃないですかね。普通、議員ってそう思うかな。

白井健一郎委員 回収目的というのは、つまり司法の手段を使うと。司法の手段、つまり裁判所を使うのか、あるいは政倫審として議会にかけるのかというところで、矢田議員は、故意に司法ではなく議会の政倫審という手段を使った。それは極めて技工的で、故意と言えるほどの虚偽の事実だったと主張するわけですね。

奥良秀会長 ほかに御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようであれば、二つ目の説明をお願いいたします。

伊場勇委員 2、申請書の横領違反容疑という文言を市民が発したかのような表現により、その市民の人格が疑われるようになったこととということです。横領違反容疑というのは、8月23日の山口新聞に出ているのは事実です。結果取り下げられているようでございますが、ただ、この「容疑」と使った言葉について、政経ジャーナルでは、横領という言葉はこれまで一度も聞いたことがないとおっしゃっております。更に政治倫理審査会の請求書に横領という言葉は使っていないか、念を押して聞いたところ、また「使っていない」としつかり断言された。さらには、推定無罪のものに対して警察への告発もなく、捜査もない中で、横領違反容疑という表現は、市民に対して、いかにも捜査が進んでいる容疑者であるかのような表現で、問題があると考えますと書いております。つまり請求者の市民が、権利の濫用をしたと他の市民の方々から思われ、人格を疑われることになったじゃないか。また、業務上横領違反容疑とい

う文言を使った調査請求書を、矢田松夫議員が制作に関わった、あるいは作成したとするならば、市民が発したかのような表現によって、市民の人格を疑わせることになったと言わざるを得ず、市議会議員として大きな問題となります。このことが2の事由の内容の説明です。

奥良秀会長 2の説明がありましたについて、意見のある方はいらっしゃいますか。

白井健一郎委員 横領違反容疑という文言ですけど、午前中でも話があったんですが、確認しときますと、刑法の横領罪というのは、自己の占有する他人の財物を横領すること。つまり流用するということが必要なんですよ。そこで午前中、宮本議員なんかが、流用かどうかというのは、司法が判断することだからとおっしゃっていましたが、それも結局午前中ではそこが争点になっていましたよね。流用があったかどうかという点について。矢田議員が令和2年度の決算書の説明をして、流用の事実についても証明しようとなされていましたよね。その点についてはちょっと矛盾があると思うんですけど、どうでしょうか。つまり横領というのは、流用があったかどうかということを政倫審でも判断するんですよ。宮本議員は、流用の事実についての説明は、この政倫審ではしない。なぜなら、ここは司法ではないからだとおっしゃっていますが、結局そこは判断するんですよ。流用の事実があったかどうか、午前中の話に戻りますけど。ですから、午前中とは確かに別々の審査会ですが、矛盾があったら困るので、今確認しているんです。

宮本政志委員 白井委員の質問の内容をうまく把握していないと思うんだけど、何度も言いますが、ここは司法の場じゃないんで、横領違反がどうだこうだとか、あったかないかとか、あった場合どうだというのは、それをやるのは司法の場でしょう。だって、横領としてそれが認定できるかどうかは、僕らはできんよ、議会だから、司法の場じゃないと。そういうことを言われたんやないかな。

白井健一郎委員 流用の事実は、この場で判断すべきでないとおっしゃっていますが、午前中矢田議員も、流用の事実について証明しようとしていましたし、それについては、話はきれいに流れていましたよね。具体的には令和2年度の決算書について。

宮本政志委員 あれは、流用ということ、例えば公金を流用したんですか。じゃあ、その先には流用したらこういう犯罪になるんじゃないんですか。そういった言葉や方向で政倫審を進めていくんなら、ここは司法の場じゃないんで、政倫審はその場で終わりですね。だからそういう意味じゃないでしょうということを使ったんですよ。

白井健一郎委員 要するに法律的な言葉にこだわるなということですか。（発言する者あり）いや、流用というのは、自分の手元にあった何百万円かのお金をほかのことに使うということです。その事実についても争っていいわけですね、この場で。午前中は、それに対して宮本委員が反対しているようだから。

奥良秀会長 今は、午前中の流用の件と今回の横領違反容疑ということで、横領ということ、流用ということで捉えていると思うんですけど、それと一緒にしないようにしていただければと。

宮本政志委員 また違ったら、白井委員言ってね。私が言ったのは、流用という言葉で、そして、ここは議会だから、議会の中の政治倫理審査会だから、議員としてどうなんですかという議論に行く方向と、流用イコール横領とか犯罪でしょうというような方向性があると。犯罪のほうの方向性にこの場でいくんなら、ここは司法の場じゃないから、それは政倫審んではできませんよということよ。だから、流用ということ自体は、議員として果たして、例えば、政治倫理条例第3条第1項に対してどうなのかという議論の場合は、その辺りはいいと思いますよ。

白井健一郎委員 今の説明で分かりました。つまり、疑惑を持たれる行為かどうかということを政倫審で判断するんで、法律的に横領かどうかというのは、それは司法の問題だということですね。それは分かりました。それでは話を進めます。横領違反容疑という文言を使ったということですが、現実には横領に近い行為が行われていて、それについて疑いが持たれたら、やっぱり見出しとしては、横領違反容疑という文言が出るのが、ここで普通と言ったら文句を言われるかもしれませんが、普通、横領容疑という言葉は出ると思うんですよね。そこを出してはいけないというのはちょっと納得がいかないんですけど。

伊場勇委員 出してはいけないんじゃないじゃなくて、まず新聞に取り上げられて、結局取り下げられたけれど、請求者が出した中には横領容疑と書いていたんですよ。けど、政経ジャーナルには、私はこんな言葉を使うはずじゃなかったとか、使ったことはないとなっている。そうすると、誰が作ったんだ。誰がこの文言を選んだんだということになりますから、結局、人格を疑わせるようなことになるんじゃないかということが私らの訴えでございます。

白井健一郎委員 ただ現実には横領に近い行為が争われていて、市民が横領という言葉を使っている——その横領という言葉抜き出して、これは過激な言葉だから使っちゃいけないというのは、また違うと思うんですよ。（発言する者あり）それを代表者Aさんが使うのではなくて、矢田議員が使ったものだと、仮にそうだとすると、何の問題があるのかと思うんですよ。それが正に争われているわけだから。

宮本政志委員 それは、今から例えば事実としてそういうことが出てきたら、どういう問題が政治倫理上あるのかというのを、また議論していけばいいことですよ。白井委員が言われた横領に近いとか、横領と思われるとか、それと横領ということを的確に説明することは非常に難しく、

例えば、話が少し逸れるけど、森山議員なんか今自分の地元で、僕も耳にしていますけど、「森山議員で捕まったんですか。捕まるんですか」ということも、ちまたの人は言いよってわけ。なぜかと言えば、例えば、午前中に出ましたけど、請求書の出た次の日に、どこから出たのか知らんけど、いきなり山口新聞がどーんとやったよね。ちょっとあれは普通は怖くて考えられん。出たその日にそのまんまの内容が新聞に載るということは、誰が情報を出したのって。でも、そういったことがあって、森山議員は森山議員で物すごいわけ、地元で。ただし、白井委員が言われたように、確かに推定無罪、これ書いていますよ、推定無罪の者に対して、告発もしていない、捜査もしていない、そしてそういう横領違反容疑という表現は、本人がもう容疑者であるかのように、そういった表現、これは問題があるけども、でもこれはたしかにしてはいけんことじゃないよね。だから、市民の権利の濫用に当たるんじゃないかと書いてあるわけ。その辺りというのを、あんまり違う方向性を一遍に考えられるよりも、ちょっと論点を絞って進めていっていただけたらと思います。でも、さっき言ったことは理解できます。

白井健一郎委員　まず、横領罪というのが、言ってみれば司法関係者以外には分かりにくいというような話がありますが、そんなことはないですよ。自己の占有する他人の財物を横領したときと書いています。要は、流用したときですね。その流用というところが、政倫審では関係ないとおっしゃるかもしれませんが、ただそこは、先ほどから繰り返し言うように、午前中では論点になりましたし、そう考えれば、午前中と午後の二つ審査会で、違う結論が出るのは好ましくないですから、やっぱりここは見解を統一してほしいというか、正に流用まで争われていたから、横領という言葉を使っても何ら不思議ではないということを行っています。

奥良秀会長　よろしいですか。ほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。ないですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）では、3をお願いします。

伊場勇委員 3、矢田議員は、政治倫理審査会がどのような機関であるか認識しているにもかかわらず、さも市民がもともと求めていた金品の返金の実現できるかのように虚偽の説明をしたことは、その目的が何であれ、市民をだます行為であり、政治家として許されないこと。先ほど1で、関連したので結構長々と述べさせていただきましたが、森山氏に対する政治倫理審査会の立ち上げによって、18万7,000円の金銭が回収できると虚偽の説明をしたことについては、事実であれば、議員又は政治家として決して許されないことであるということでございます。説明は以上です。

奥良秀会長 今3番の説明がありましたが、御意見がある方はいらっしゃいますか。こちらはないですか。

白井健一郎委員 市民をだまして利用したという言葉が頻繁に出てきますけど、私、当選1年目です、昨日で2年目に入りました。だから政治家というものがどういうふうに活動すべきか、まだ正解は分かりませんが、こういう問題が起こったときに、つまり、ある議員が、何か問題のあるようなことをしていると分かったときに、自分が例えば政倫審の立ち上げに動くのか、市民の方に話して、幅広い層からの指示をもらうのか、それはどちらでもあり得ることじゃないんですかね。だから、市民を利用した利用したというのが、ちょっと分かんないんです。本当に利用という言葉が正しいのかどうか。

伊場勇委員 今の御意見に対して、政経ジャーナルでは「利用した」と書いておりますし、請求者の我々からしても、利用されたんじゃないのかという疑義が生じております。なので、ここで事実をしっかりと明らかにしたいなという思いで、この項目がございます。

白井健一郎委員 先ほどから、政経ジャーナルでしたか、これを根拠としてい

ますけど、これは先ほどから正しいかどうか分からないという事実で始まっているわけですから、これを根拠にされたら困るんです。

伊場勇委員 信ぴょう性あるものとして、私たちは扱っております。ただ、その本当の事実というものを明らかにして、参考人として来ていただいたり、それは今からの作業かなというふうに思っております。

奥良秀会長 確認ですが、言われているのは、ある程度は、この政経ジャーナルについて信ぴょう性があるということで確認が取れましたので、そういうようにします。ほかに質問はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ最後に、4番目に移りたいと思います。

伊場勇委員 最後に4番目、矢田議員は議会の制度を知らない市民の利用をすることにより、同僚議員の名誉を損ねたこと。このことは提出者である市民が審査会の申請書を取り下げたことを鑑みれば、求めていた内容と違うことの証明であり、そのことによって議員の名誉を傷つけたことということでございます。森山議員の名前が出ました。森山議員の名誉を傷つけ、落とし入れようとする行為ではないかと推測できます。以上です。

白井健一郎委員 提出者のAさんが審査会の申請書を取り下げたことについてありますが、取下げというのは、別ルートでの目的達成が可能と分かったからであって、言い換えれば、訴える必要がなくなったからであって、訴えが誤った手段だったからではないんですよね。（発言する者あり）違います。政倫審の調査請求です。そう思いますけど、どうでしょうか。（発言する者あり）この調査請求の取下げは、別ルートでの目的達成が可能となったからであって、言い換えれば、調査請求という手段に頼る必要がなくなったからであって、その調査請求が誤った手段だったから取り下げたわけではないと思うんですけど、どうですか。

宮本政志委員 その辺りも、確実に私たちが確認しているわけではありません。

午前中は、体調が悪くなったから取り下げたんじゃないのとの発言がありました。我々は、白井委員が言われた、そこだとは思っていますが、それは、ここで政経ジャーナルが確実にこうですよという確認までは取っていません。

伊場勇委員 白井委員がおっしゃった理由も取り下げられた理由の一つだと思っています。ほかにもあるという考えでございます。

奥良秀会長 その一つというのを、もうちょっと説明をお願いします。

伊場勇委員 今まで、説明した内容も含まれますよということでございます。

白井健一郎委員 ということは、申請書を取り下げたことによって、求めている内容と違うことの証明とありますけど、その証明になると考えているんですか。つまり、この4のところを読みますけど、審査会の申請書を取り下げたことを鑑みれば、求めている内容と違うことの証明とありますけど、その証明は、今の伊場委員の説明ではなされているというふうに考えているわけですか。（発言する者あり）要は4を取り下げるかどうか。取り下げるというのは、4を訂正するというのを考えているんでしょうか。（発言する者あり）そうです。

伊場勇委員 提出者である市民が、審査会の証明書を取り下げたことというのは、（発言する者あり）そうです。22日に出されて、山口新聞に取り上げられて、また何日か後に取り下げられたということの事実を見ればという意味です。

白井健一郎委員 そこなんです。取り下げたのが自分の目的というのはお金の回収だから、政倫審では、それを回収できないからやめたというふうに理解しているんですね。（「そう」と呼ぶ者あり）私は反対ですけど。

中島好人委員　あまり政経ジャーナル使ってうんぬんと言うつもりはなかったんですけども、取り下げたところにありますように、黒幕は同僚の市議会議員という欄がありますね、右下にね。推定無罪の者に対して、警察への告発もなく、捜査もない中で、横領違反容疑という表現は、市民に対していかにも捜査が進んでいる容疑者であるかのような表現で、問題があると考えています。そしてこれは、市民の権利の濫用に当たるのではないかと感じています。森山氏の問題とは別に、これは記事として書かせていただくこととなります。こういうふうな文面がありますから、当事者としては、こういうことに関わって文書を書かれては困るなというふうなことも含めて、取下げは、体調を理由にされていますけども、こういうことまで言われると、もうこれ以上関わりたくないなど。これを取り下げた理由の一つにもなっているんじゃないかと思えますけど、その辺の判断というのはどうでしょう。

宮本政志委員　すみません、臆測であんまり断定的に言っていただきたくないんですけど、中島委員は簡単に言うと、これの表の右側の下から7行、森山氏の問題とは別にこれは記事として書かせていただくこととなりますよというふうに言ったから、向こうがびっくりして関わりたくないなど思って、それが取り下げた一つになっていますと言いたいのか。何かいかにも脅したのというような受け止め方もできるんで、それは中島委員、あなたの考え方で、受け止め方であって、それは取り下げた方本人が、どういう理由でどうこうというのと、全く合致するわけじゃないんで、少しその辺りの発言は理解できない。

吉永美子副会長　始まってあまり時間がたっていないときに申し上げましたが、調査請求の対象となる事由ということで4点挙げておられます。これは、断定して書いておられるというところで申し上げさせていただいて、要は、調査を御自分たちでされた部分があったら知らせてくださいと申し上げました。その際、特にはなくて、複数配布されていると。あわせて、

そのときじゃないと思いますが、発言の中に、政経ジャーナルが全て正しいという認識ではないと言われました。例えば上に3名書かれているけど、仮に政経ジャーナルを書いた方が請求者であれば、1、2、3、4を断言されていても全く違和感を持たないんですけど、請求者が、政経ジャーナルはほとんど事実に近いと判断をしているものの、全て正しいという認識ではないということで、1、2、3、4を断言されています。これは結局調査をするに当たって、1、2、3、4の真偽を調査するべく出すという形の言葉があれば違和感はないんですけど、全部断言されているので、これがもう真実である、事実であると請求者は確信されて出しておられると認識しているわけです。しかし、発言の中には、政経ジャーナルが全て正しいという認識ではないという発言があるから、その違和感をどのように解消したらいいのかちょっと悩んでおります。

伊場勇委員　そうですね、吉永委員がそう感じられるのは、ごもっともだと思います。ただ、私らの考え方とすれば、信ぴょう性があるものとしてこれを提出させていただいていますし、このことについて、審査を今からしっかりしていくべきだと考えておりますので、その辺は、申し添えさせていただいて、御理解いただけたらなと思っております。

宮本政志委員　伊場委員が言ったことに加えて、吉永副会長がおっしゃったことというのは、確かにごもっともです。皆さんに是非御理解いただきたいところが、実はもう一つあって、政経ジャーナルの表紙の上に1、2、3とありますよね。1に、現職議員の横領事件が事実であれば決して許されることではないことと書いていますよね。ちまたでは、何かこの政経ジャーナルが、いかにも森山議員を助ける目的でどうこうとか、何か創政会の会派がどうこうとか、あるいは高松議長がどうこうかということ風潮したり、ビラが配られたり、とんでもないような行動を目にするわけ、耳にするわけ。じゃなくて、もともとは、森山議員のことが、問題になっているが、本当なら問題だぞということがちゃんと1番に出ているわけですよ。そして、この事実確認をしなければいけないという

ことで、事実確認をしていったら、矢田松夫議員のことも出てきたということなんですね。だから、その辺りというのは、冒頭で言った、我々は、これはもし違っていたら議会に対する冒とくであり、本当のことが多いのであれば、矢田議員に対してはこれは大きな問題になると。それからこの政経ジャーナルというのは、はなから森山議員を助ける目的うんぬんとかじゃなくて、最初は、決して事実だったら許されることではないという前提で入られた。そういったフェアな物の見方でしっかり読んでいただきたいというのをちょっと付け加えておきます。

白井健一郎委員 この1ですけど、私は今の宮本委員の発言には全く賛成できません。反対です。というのも、私なんかも、例えば、議場で発言する原稿を作るときに、まず自分と反対の意見を書きます。これも考えられるんじゃないか、いや違うと。私はこう考える。だからやっぱり重きは、これだったら2、3にあるわけですよ。1があるからといって、全然逆転の発想ができるとは全く思いません。

奥良秀会長 今は反対とかどうとかの話合いではございませんので、質疑をよろしくお願ひいたします。ほかに何か御意見がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ちょっと時間が過ぎましたけど、休憩に入りたいと思います。3時15分まで。暫時休憩させていただきます。再開後は、その他まとめで質疑をさせていただきますと思います。よろしくお願ひいたします。

午後3時 5分 休憩

午後3時15分 再開

奥良秀会長 休憩を解きまして、審査会を続行させていただきます。ただいま、1番から4番の対象事由につきまして、説明がありまして、質疑がありました。1番から4番につきまして、まとめとして、委員の皆様から御

意見、質問があれば、お願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）ないということなので、ここで請求者に対しての質疑を終わらせていただきます。今後の会の進め方について、どのように進めたらよろしいでしょうか。

大井淳一郎委員 請求者から、矢田議員に対してこういった意図があるとか、いろいろ述べられましたので、矢田委員から事情を聞くことがまず必要かと思えます。これは争点にもなっておりました添付書類の政経ジャーナルの信ぴょう性が今後の議論の争点になるかと思えますので、政経フォーラムの代表の方をお呼びする必要が状況によってはあると思うんです。それは皆さんにお諮りして、必要があればお呼びしたほうがいいと思います。ほかに関連議員の名前とかがありましたけど、これは状況によって呼ぶ、呼ばないの判断をされたらよろしいかと思えます。

伊場勇委員 まずは矢田議員かなというふうに思います。

中岡英二委員 まずは矢田議員を呼んでいただき、その次に、この政経ジャーナルの内容が正しいと矢田議員が認められれば、私は新たな参考人を呼ばなくていいと思います。しかし、この政経ジャーナルの内容が事実と違っていれば、やはり政経ジャーナルの責任者、樋口氏を呼ぶべきだと思います。また、この二人の事実が異なるのであれば、請求代表者を呼んで、事実を確認していくのも必要ではないかと思えます。

中島好人委員 さきの話は審議の中での内容になるんで、伊場委員が言うように、まずは、午前中と同じように矢田議員の話聞いて、そういう審議の中で必要性があると判断すればいいわけで、今日のところは別に決める必要はなく、矢田議員だけ決めておけばいいんじゃないかと思えます。

白井健一郎委員 この政経ジャーナルの中には、先ほども名前を挙げたんですけど、誰々がこう話していましたという部分も結構あるわけです。大半

と言ってもいいかもしれません。そこを作った樋口氏だけを呼ぶと、その真実性が分からない可能性があるので、できれば代表者Aさん、ちょっと体調が悪いとかいう話もありましたが、その辺は何か工夫して、できればいいかなと思うんです。それから、要は発言として出てくる人たちです。本当にこの発言をしたのかとか、その意図はどうだったのかと確かめるところまでやってもらいたいと思います。

大井淳一郎委員 先ほど矢田議員、そして政経フォーラム21の樋口氏をお呼びすることがマストだと言いましたけども、皆さんのいろいろな意見を聞いてみると、まずは矢田議員を呼んで、それから、そのほかの方を呼ぶか呼ばないかを決めればいいかなということで、私もそちらの意見に賛同します。

中岡英二委員 私も、まず矢田議員の話聞いて、それからのことだと思います。大井委員と同じ意見です。

宮本政志委員 私も、先ほど中島委員が言われたとおりだと思います。まずは矢田議員ということでよろしいかと思います。

奥良秀会長 ほかに何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ということなので、皆様から出ました矢田調査請求対象議員をお呼びいたしまして、本日審査会をしました内容につきまして、また、分からないことを究明していきたいと思います。それにつきまして、日にちは正副会長で決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中島好人委員 先ほどの午前中と同じように、矢田議員も回答しやすいという点では、今日の議事録が精査されれば、渡していくという同じような扱いが大事じゃないかと思います。お取り計らいをお願いしたいと思います。

奥良秀会長 分かりました。矢田議員にも本日の議事録につきましては、お渡しして、準備万端の下、来ていただけるようお願いしておきます。ほかに何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局は何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上をもちまして、第2回の政治倫理審査会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。

午後3時25分 散会

令和4年（2022年）10月3日

政治倫理審査会長 奥 良 秀